発表事項

- 1 支払基金改革の進捗状況
- 2 令和6事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び保健医療情報特別会計 収入支出予算変更
- 3 令和6事業年度認可事業特別会計収入支出予算、事業計画及び資金計画変更
- 4 役員選任の認可
- 5 レセプトデータ等の統計情報の提供状況
- 6 令和6年度前期高齢者納付金等徴収決定額等
- 7 令和6年2月審査分の審査状況
- 8 令和6年3月審査分の特別審査委員会審査状況

- 令和4年の改正感染症法に基づく流行初期医療確保措置については、令和6年4月施行となっており、 令和4年度から5年度にかけて、認可事業特別会計 特別保健福祉事業費勘定に予算(R4予算:99百万円、 R5予算:732百万円)を計上し、システム構築を実施したところ。
- この度、当該システムについて、さらに改修が必要となったため、令和6年3月25日に厚生労働大臣 認可された令和6事業年度認可事業特別会計の収入支出予算、事業計画及び資金計画について変更を行う。

会計区分	勘定区分	内容
認可事業特別会計	特定健診等決済代行事業費勘定	特定健診等費用の決済代行
	被扶養者情報通知経由事業費勘定	被扶養者情報を広域連合に通知
	特別保健福祉事業費勘定	前期財政調整見直し及び出産育児一時 金対応に係るシステム改修
		訪問看護レセプトの電子化に伴うシス テム整備
		出産費用の見える化に係るシステム改 修
		+
		流行初期医療確保措置に係るシステム 改修

流行初期医療確保措置に係るシステム改修の経緯

- 厚生労働省においては、流行初期医療確保措置における病床確保・発熱外来の協定を締結する医療機関について、新型コロナ対応を踏まえ、一定規模の対応を行う医療機関から確保していくことを想定し、約1,500医療機関程度と見込んでいた。このため、支払基金では、対象数を2,000医療機関程度と想定し、システム構築を実施したところ。
- しかしながら、各都道府県において、地域の医療関係団体等と協定締結の協議を進めていく過程で、 感染症法施行規則で示した参酌基準※よりも低い基準を設定し、幅広い医療機関と協定を締結する こととなった都道府県もあり、大幅に医療機関数が増加する見込みとなった(厚生労働省によれば 15,000医療機関程度となる見込み)
 - ※参酌基準として、「病床確保は30床以上の確保」「発熱外来は1日当たり20人以上の診療の実施」が示されている。
- 上記のことから、流行初期医療確保措置を円滑に実施するため、システムの追加改修を行うよう厚生労働省から依頼があり、令和6事業年度認可事業特別会計収入支出予算の変更等による対応が必要となった

システムの追加改修の内容

- 医療機関に支給する流行初期医療の確保に要する費用及び保険者から徴収する流行初期医療確保拠出金の情報を保存するためのデータベースの拡張
- 保険者から徴収する流行初期医療確保拠出金の額の計算が、診療報酬の払込請求書の作成処理※まで に間に合うよう、処理能力を改善
 - ※通常の診療報酬の払込請求書に、流行初期医療確保拠出金の額を合算させる処理。
- 改修期間は6か月程度

認可事業関係業務事業計画の変更の概要

令和6事業年度認可事業特別会計 特別保健福祉事業費勘定について

- 流行初期医療確保措置に係るシステム改修 (1.1億円)を追加し、総額は 9.4億円となった。
- 追加した事業に要する財源は、国からの医療施設運営費等補助金。

認可事業特別会計収入支出予算等の変更の概要

令和6事業年度認可事業特別会計 特別保健福祉事業費勘定収入支出予算について、医療施設運営費等補助金に係る収入及び医療施設運営費等支出について、それぞれ1.1億円を増額する。 なお、同資金計画についても同様の変更を加える。

単位: 百万円 **令和6事業年度** 令和6事業年度 予算変更

収入

829百万円

941百万円

() 内数値は対予算変更前差

高齢者医療制度円滑運営事業費補助金

高齢者医療運営円滑化等補助金

審查支払関係業務費補助金

雑収入

	+112	112
230		230
552		552
47		47
0		0

+112百万円

医療施設運営費等補助金

・流行初期医療確保措置に係るシステム改修経費等 112(+112)

支出

高齢者医療制度円滑運営費

高齢者医療円滑化運営費

審査支払関係業務費

職員諸給与 予備費

	+110	110
230		230
552		552
43		43
5	+2	6
0		0

医療施設運営費

・流行初期医療確保措置に係るシステム改修 110 (+110)

職員諸給与

6(+2)